

京都大学北部キャンパス機器分析拠点共同利用規程

令和 3 年 3 月 22 日

拠点長裁定制定

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学北部キャンパス機器分析拠点（以下「拠点」という。）が共用設備として認定した設備、機器等（以下「設備等」という。）の共同利用等について必要な事項を定めるものとする。

(設備等)

第2条 この規程において対象となる設備等は、別表1及び別表2に掲げる設備等とする。

(利用資格)

第3条 別表1に掲げる設備等を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）の教職員又は学生
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、独立行政法人又は教育研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者
- (3) 企業等において研究開発に従事する者
- (4) その他北部キャンパス機器分析拠点拠点長（以下「拠点長」という。）が認めた者

(利用申請)

第4条 別表1に掲げる設備等を利用しようとする者は、拠点長に共同利用申請書（様式1）を提出して、その承認を受けなければならない。

(利用承認)

第5条 拠点長は、前条により利用申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 設備等の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日時を変更し、又は利用を取り止める場合には、承認を受けた利用予定日（複数日に連続してまたがる場合はその初日）から起算して原則10日前までに拠点長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(測定、分析等の委託)

第6条 別表2に掲げる設備等について、同表委託内容欄の測定、分析等を拠点に委託しようとする者は、測定・分析等委託申請書（様式2）を拠点長に提出し、事前に承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請ができる者は、第3条各号のいずれかに該当する者とする。
- 3 拠点長は、第1項の申請があったときは、拠点の業務に支障がないと認める場合に限り、これを承認することができる。
- 4 前条第1項の規定は、委託申請の場合に準用する。
- 5 前項において準用する前条第1項の承認を受けた者（以下「委託者」という。）は、測定、分析等に使用する試料（以下「分析試料」という。）を、拠点の指示に従い提出するものとする。
- 6 委託者は、委託内容を変更し、又は委託を取り止める場合には、拠点長に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、拠点に分析試料を提出した後は、委託内容の変更又は委託の取止めを申し出ることができない。

7 拠点とは、測定、分析等の終了後速やかにその結果を委託者に通知する。

(利用料等)

第7条 利用者及び委託者（以下「利用者等」という。）は、次条に定める方法により、別表1に定める設備等の利用料金及び別表3に定める技術補助等における技術料（以下「利用料」という。）又は別表2に定める委託料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、拠点長が特別の理由があると認めるときは、利用料又は委託料（以下「利用料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。

3 一旦納付された利用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料等の全部又は一部を返還する。

(1) 第5条第2項の利用日時の変更又は利用の取止めを承認した場合

(2) 前条第6項の委託内容の変更又は委託の取止めを承認した場合

(3) 拠点の都合により承認を取り消し、又は設備等の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する測定、分析等を中止した場合

(利用料等の納付方法)

第8条 利用料等の納付は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 大学運営費については予算振替によるものとする。

(2) 受託研究等、寄附金、本学に交付される補助金及び間接経費については、費用の付替によるものとする。

(3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。

(4) 本学以外の機関に所属する者については、本学の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振り込むものとする。

2 前項に規定する納付方法により難いと拠点長が特に認めた場合は、拠点長が納付方法を別に定めることができる。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、設備等の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用を承認された目的以外に利用しないこと。

(2) 設備等を第三者に利用させないこと。

(3) 設備等を初めて利用する場合は、必要に応じて拠点が指定する事前講習等を受講すること。

(4) 設備等に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。ただし、拠点長が認める場合を除く。

(5) 拠点の設備等の保全に努めること。

(6) その他拠点長が指示する事項

2 利用者は、設備等に異常があるときは、速やかに拠点長に報告し、その指示に従わなければならない。

(設備等の利用の停止又は測定、分析等の中止等)

第10条 拠点長は、次の各号のいずれかに該当する場合、設備等の利用若しくは測定、分析等の委託の承認を取り消し、又は設備等の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する測定、分析等を中止することができる。

(1) 利用者等が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると拠点長が認めるとき。

- (2) 利用者等が、共同利用申請又は測定・分析等委託申請の内容に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 利用者等が、利用料等を本学が指定する期日までに納付しないとき。
- (4) 本学の管理上の事由により、設備等の利用又は測定、分析等に支障があると拠点長が認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの事由により設備等の利用若しくは測定、分析等の委託の承認を取り消し、又は設備等の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する測定、分析等を中止したことにより利用者等に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(原状回復)

第11条 利用者は、設備等の利用を終えたとき（前条第1項の規定により利用承認を取り消し、又は利用を停止させた場合を含む。）は、速やかに原状に回復するとともに、拠点長の検査を受けなければならない。ただし、拠点長が不要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、その責に帰すべき事由により設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持)

第13条 拠点に所属する教職員、設備等を直接管理する教職員及び利用者等は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、設備等の共同利用等により知り得た一切の情報を、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報

(事務)

第14条 設備等の共同利用に関する事務は、北部キャンパス機器分析拠点運営推進室及び北部構内事務部において処理する。

(疑義等の解決)

第15条 この規程その他の規則等に定めのない事項が生じた場合又は解釈に疑義が生じた場合は、その都度拠点長及び利用者等が協議の上、解決に努めるものとする。

(規程の変更)

第16条 拠点長は、以下の場合に利用者等の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。

- (1) 規程の変更が、利用者等の一般の利益に適合するとき。
- (2) 規程の変更が、契約した目的に反せず、かつ、設備等管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による規程の変更に当たり、規程を変更する旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに拠点のホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、利用者等に周知するものとする。

(別の定めがある場合)

第 17 条 第 3 条から前条までの規定にかかわらず、別表 1 及び別表 2 に適用する規程の定めがある設備等の共同利用等の手続その他必要な事項については、それぞれ当該規程の定めるところによる。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、設備等の共同利用等に関し必要な事項は、拠点長が定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

1. 本申請書は、北部キャンパス機器分析拠点運営推進室へ提出してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに北部キャンパス機器分析拠点運営推進室へ連絡してください。

様式2（第6条関係）

測定・分析等委託申請書

年 月 日

京都大学北部キャンパス機器分析拠点 拠点長 殿

京都大学北部キャンパス機器分析拠点が実施する測定、分析等について、下記のとおり申請します。なお、申請が承認された場合には、京都大学北部キャンパス機器分析拠点共同利用規程を遵守します。

所 属 機 関 又 は 組 織 等	名 称			
	住 所			
申 請 者		職 名		
電 話 番 号		メールアドレス		
委 託 内 容	設備等番号：			
	設備等名称：			
	委託内容	〇〇〇測定		
	特記事項			
委託料請求先 *申請者と異なる 場合のみ記載	住所・機関(部署) 名・職名・氏名			
	電話番号		メールアドレス	
予 算 区 分 *学内者のみ記載	☐ 大学運営費 (☐ ミッション実現加速化経費 ☐ 特殊要因経費 ☐ その他)			
	☐ 寄附金 ☐ 科学研究費助成事業等 ☐ 受託研究等 ☐ 間接経費			
	☐ 機関経理補助金			
	PJコード【			
	☐ その他 【			

委託申請にあたっての注意事項

1. 本申請書は、北部キャンパス機器分析拠点運営推進室へ提出してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに北部キャンパス機器分析拠点運営推進室へ連絡してください。

別表 1. 設備等の利用料金

設備等 番号	設備等名称	メーカー名	設備等 保有部局	利用単位	単価			備考
					第3条第1号に 掲げる者	第3条第2号に 掲げる者	第3条第3号に 掲げる者	
S-1	クリーンルーム		理学研究科	京都大学大学院理学研究科低温物質科学研究支援室共同利用規程の定めに従う				
S-2	高磁場高周波核磁気共鳴装置 JEOL ECA600	日本電子㈱	理学研究科					
S-3	設計システム・小型工具 (3次元CADシステム、定盤、ドライバー等)	Dassault Systemes SolidWorks Corporation 他	理学研究科	京都大学大学院理学研究科技術部研究機器開発支援室共同利用規程の定めに従う				
S-4	工作機械(旋盤、フライス盤、ボール盤、マシニングセンタ、溶接機等)	㈱滝澤鉄工所 他	理学研究科					
S-5	放電加工機	三菱電機㈱ 他	理学研究科					
S-6	熱造形3Dプリンター	エス.ラボ㈱	理学研究科					
S-7	光造形3Dプリンター	Formlabs社	理学研究科					
S-8	集束イオンビーム加工装置(FIB) Quanta 200 3DS	米国FEI社	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	2,090円	7,580円	17,600円	
S-9	電界放出形透過電子顕微鏡(FE-TEM) JEM-2100F	日本電子㈱	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	810円	8,390円	20,300円	
S-10	高磁場高周波核磁気共鳴装置 JNM-ECZ600R	日本電子㈱	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	870円	7,470円	20,600円	
S-11	波長分散型電子線マイクロアナライザ	日本電子㈱	理学研究科	1日当たり (設備等利用)	6,960円	10,800円	105,600円	
S-12	超解像顕微鏡 N-SIM-S+N-STORM	㈱ニコン	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	1,500円	3,380円	13,400円	
S-13	レーザラマン分光光度計自動イメージングシステム NRS-5100	日本分光㈱	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	1,440円	1,860円	8,000円	
				1日当たり (設備等利用)	11,520円	14,880円	64,000円	
S-14	超高感度示差型カロリメータ VP-DSCシステム	米国GEヘルスケア社	理学研究科	1日当たり (設備等利用)	120円	35,280円	122,400円	
S-15	X線回折装置 RINT-UltimaⅢ/KPC	㈱リガク	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	130円	530円	2,800円	
				1日当たり (設備等利用)	1,040円	4,240円	22,400円	
S-16	超高精度ESI-TOF MSシステム microTOF II-KS II	独国ブルカー・ダルトニクス社	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	3,870円	10,320円	21,100円	
S-17	粉末X線回折装置 SmartLab-SS	㈱リガク	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	510円			学内において放射線障害予防規程の教育訓練を受けた場合のみ利用可能。
				1回当たり (事前講習)	510円			
S-18	ラマン顕微鏡 XploRA-ST	㈱堀場製作所	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	910円	1,790円	5,900円	
				1回当たり (事前講習)	910円	1,790円	5,900円	
S-19	マルチタイプICP発光分光分析装置 ICPE-9000	㈱島津製作所	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	1,990円	2,940円	5,200円	
S-20	全身用X線CT診断装置 Alexion TSX-032A	東芝メディカルシステムズ㈱	理学研究科	1回当たり (設備等利用)	4,240円	21,400円	31,600円	
S-21	SQUID磁束計1 (磁化率測定装置MPMS 1テスラ)	米国カンタムデザイン社	理学研究科	1日当たり (設備等利用)	7,200円	7,680円	16,800円	
S-22	SQUID磁束計2 (磁化率測定装置MPMS 5テスラ)	米国カンタムデザイン社	理学研究科	1日当たり (設備等利用)	7,200円	7,680円	16,800円	
S-23	SQUID磁束計3 (磁化率測定装置MPMS 5.5テスラ)	米国カンタムデザイン社	理学研究科	1日当たり (設備等利用)	7,200円	7,680円	16,800円	
S-24	SQUID磁束計4 (磁化率測定装置MPMS 7テスラ)	米国カンタムデザイン社	理学研究科	1日当たり (設備等利用)	7,200円	7,680円	16,800円	
A-1	高分解能X線CT装置	㈱島津製作所	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	1,500円			
A-2	単結晶X線構造解析装置	㈱リガク	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	1,500円			
A-3	電界放出形走査電子顕微鏡	㈱日立ハイテクノロジーズ	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	3,000円	10,800円	25,200円	
A-4	超高感度MALDI-TOF MS	独国ブルカー・ダルトニクス社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	4,000円	4,700円	16,000円	
A-5	固体専用超伝導フーリエ変換核磁気共鳴装置	米国バリアンインコーポレーション社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	6,000円	10,600円	23,100円	
A-6	超伝導フーリエ変換核磁気共鳴装置	米国バリアンインコーポレーション社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	1,000円	4,500円	12,700円	
A-7	高速液体クロマトグラフィーオンモビリティタンデム四重極リニアイオントラップ型質量分析計	米国エービー・サイエックス社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	2,670円	5,870円	11,700円	
				1回当たり (事前講習)	2,670円	5,870円	11,700円	
A-8	トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計	㈱島津製作所	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	850円	1,020円	2,200円	
A-9	シングル四重極誘導結合プラズマ質量分析計	米国サーモフィッシュャーサイエンティフィック社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	4,830円	5,580円	10,500円	
A-10	X線テレビ検査システムS005	㈱島津製作所	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	5,900円			学内において放射線障害予防規程の教育訓練を受けた場合のみ利用可能。
A-11	固体粘弾性測定装置 LOF・9932-001	仏国01dB-Mettravib社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	820円	1,460円	4,200円	機器利用に必要な液体窒素については、別途学内準備により利用者へ請求する。
				1日当たり (設備等利用)	6,560円	11,680円	33,600円	
A-12	超伝導マグネット AVANCEⅢ400N/ルーチンNMR特別仕様	独国ブルカー・バイオスピン社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	300円	440円	1,500円	
A-13	走査型プローブ顕微鏡	㈱島津製作所	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	520円	810円	2,000円	

設備等 番号	設備等名称	メーカー名	設備等 保有部局	利用単位	単価			備考
					第3条第1号に 掲げる者	第3条第2号に 掲げる者	第3条第3号に 掲げる者	
A-14	高速液体クロマトグラフ質量分析計	株式会社島津製作所	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	700円	2,600円	3,600円	
				1回当たり (事前講習)	2,100円	7,800円	10,800円	
A-15	電子線トモグラフィ装置	日本電子株式会社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	650円	5,890円	10,100円	
				1日当たり (設備等利用)	5,200円	47,120円	80,800円	
				1回当たり (事前講習)	1,940円	17,670円	30,200円	
A-16	QuantStudio12KFlex リアルタイムPCRシステム	米国ライフテクノロジーズ社	農学研究科	1回当たり (設備等利用)	2,000円	3,120円	16,400円	
A-17	微量天然化合物高速液体クロマトグラフ質量分析装置システム LCMS-8030	株式会社島津製作所	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	250円	820円	2,100円	
A-18	高速液体クロマトグラフ質量分析計システム	株式会社島津製作所	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	490円	610円	1,300円	
A-19	水晶振動子マイクロバランス応用・分子間相互作用解析システム	瑞国Biolin Scientific社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	1,990円	3,630円	9,100円	
A-20	共焦点レーザ走査型顕微鏡 FV1200	オリンパス株式会社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	3,610円	6,330円	11,600円	
A-22	FT/IR-6600 フーリエ変換赤外分光光度計(type VFM)	日本分光株式会社	農学研究科	1日当たり (設備等利用)	7,600円	12,800円	26,000円	
A-23	ACQUITY UPLC PDA/Xevo Qtof MS KN システム	米国ウォーターステクノロジーズ社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	4,100円	4,100円	9,500円	
A-24	超臨界流体リモートシステム	日本分光株式会社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	1,100円	1,310円	10,300円	
				1日当たり (設備等利用)	5,500円	6,550円	51,500円	
A-25	高分解能質量分析計システム	米国サーモフィッシャーサイエンティフィック社	農学研究科	1日当たり (設備等利用)	5,000円	24,060円	55,200円	
A-26	CFX Connect リアルタイムPCR 解析システム	米国バイオ・ラッド・ラボラトリーズ社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	350円	490円	2,200円	
B-1	生命科学組換え体育成温室		生命科学研究所	京都大学大学院生命科学研究所生命動態共用研究施設共用研究機器利用内規の定めに従う				

1. 上記表中の単価は、利用単位あたりの設備等利用又は事前講習に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これにそれぞれの利用単位数を乗じた金額の合計額を設備等の利用料金とする。
2. 1時間未満の設備等利用及び1時間を超える設備等利用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の設備等利用として、利用料を算出するものとする。
3. 第3条第4号に掲げる者の単価は、当該者の所属・身分等を勘案のうえ、拠点長が指示するものとする。

別表 2. 委託料

設備等 番号	設備等名称	メーカー名	設備等 保有部局	委託内容	利用単位	単価			備考
						第3条第1号に掲げる者	第3条第2号に掲げる者	第3条第3号に掲げる者	
S-17	粉末X線回折装置 SmartLab-SS	堀リガク	理学研究科	粉末試料のX線回折測定	1回当たり	1,900円	4,870円	9,400円	
A-8	トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計	株式会社島津製作所	農学研究科	親水性代謝物のアンダーゲット分析	1回当たり	68,400円			
A-21	EMX型ESRスペクトロメーター UR127658	独国ブルカー・パ イオスピン社	農学研究科	電子スピン共鳴 (ESR) スペクトルの測定	1時間当たり	1,990円	1,990円	5,200円	
					1日当たり	5,960円	5,960円	15,400円	
A-25	高分解能質量分析計システム	米国サーモフィッ シャーサイエン ティフィック社	農学研究科	低分子化合物の精密質量測定	1回当たり	10,670円	24,320円	52,700円	
				タンパク質の同定（電気泳動・ 酵素消化を含む）	1回当たり	21,490円	46,310円	97,900円	
B-2	電場型フーリエ変換質量分析計	サーモフィッ シャーサイエン ティフィック社	生命科学研究科	京都大学大学院生命科学研究所生命動態共用研究施設解析受託内規の定めに従う					

1. 上記表中の委託料単価は、利用単位あたりに係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに利用単位数を乗じた金額を委託料とする。
2. 1時間未満の測定、分析等及び1時間を超える測定、分析等に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の測定、分析等として、委託料を算出するものとする。
3. 第3条第4号に掲げる者の委託料単価は、当該者の所属・身分等を勘案のうえ、拠点長が指示するものとする。

別表 3. 技術補助等における技術料

技術補助等を行う者	利用単位	単価
RA	1時間当たり	1,400円
教職員（技術職員、助教、講師、准教授、教授等）		4,400円

1. 技術補助等とは、利用者からの依頼等に基づいて行う下記の業務とする。

(1) 設備等保有研究室等のRA又は教職員が、利用時に立ち会って適宜行う操作等の補助

(2) 設備等保有研究室等の教職員との技術相談
2. 上記表中の単価は、1時間当たりの技術補助等に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに利用単位数を乗じた金額を技術補助等における技術料とする。
3. 1時間未満の技術補助等及び1時間を超える技術補助等に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の技術補助等として技術料を算出するものとする。